

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更（日高市：高麗川駅東口地区）についての理由を示したもので

I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、本県の中央部に位置しています。また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域全域です。

【日高市：高麗川駅東口地区】

本地区は、JR川越線及び八高線高麗川駅の東側に位置し、東口駅前広場を含み、都市計画道路高麗川駅東口通線の南側に接する地区です。

II. 変更理由

【日高市：高麗川駅東口地区】

高麗川駅東口地区については、駅東口の開設、東口駅前広場及び都市計画道路高麗川駅東口通線の整備に併せ、駅前地区の利便性を生かした商業系市街地の形成を図るためにあたり、建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを目指すため、準防火地域を指定するものです。

III. 変更の内容

【日高市：高麗川駅東口地区】

本地区においては現在、防火地域及び準防火地域の指定はありません。

以下の表のとおり新たに準防火地域を指定します。

新		旧	
種類	面積	種類	面積
準防火地域	約3.9ha	—	約3.9ha
合計	約3.9ha	合計	約3.9ha

IV. 関連する都市計画

本地区の防火地域及び準防火地域の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（日高市決定）
- ② 地区計画（日高市決定）